

●香川県告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年2月21日

香川県知事 池田豊人

指定年月日	名 称	所 在 地
令和7年2月1日	医療法人社団 行天クリニック	善通寺市生野町1860番地の3
令和7年2月1日	医療法人社団 綾坂歯科医院	坂出市林田町875番地3
令和7年2月1日	にしかわ歯科医院	仲多度郡多度津町栄町二丁目1番49号
令和7年2月1日	あおば薬局	坂出市富士見町一丁目10番10号
令和7年2月1日	ふじや薬局	観音寺市八幡町一丁目5番30号